# 議案第75号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月3日提出

二宮町長 村田 邦子

# 〔提案理由〕

地方税法の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

# 二宮町税条例の一部を改正する条例

第1条 二宮町税条例(昭和50年二宮町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第10条の2の10」を「第10条の2の15」に改める。

第19条の2第1項中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第20条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」 に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3 項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第2条 二宮町税条例の一部を次のように改正する。

第9条の2中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第25条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

- 第25条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。
  - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及 び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏 名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
  - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税 台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及 び氏名
  - (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 第37条第1項第2号中「第25条」の次に「、第25条の3」を加える。 附則第15項第16号中「第62条」を「第64条」に改め、附則に次の1項を加える。
- 30 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。
- 第3条 二宮町税条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改める。

# 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条の規定 令和4年4月1日

(町民税に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の二宮町税条例(以下「第2条改正条例」という。)第9 条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度 分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 第2条改正条例第25条の3の規定は、第2号施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

改正後

# (特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等)

第19条 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2 の15で定めるものを含む)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供 するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所 有者が所有することとなったもの(以下「特定附帯設備」という。)については、当 該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付 けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし当該特定附帯設備のうち家屋に属 する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

#### (固定資産税の非課税等の申告)

第19条の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第 11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けよ うとする者は、当該固定資産の用途その他町長が必要があると認める事項を記載した 申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に掲げる固定 資産が当該固定資産の使用者の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当 該使用者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。

## (略)

第1条関係

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

- 第20条の2 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

### 第1条関係

(特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等)

第19条 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2 の10で定めるものを含む)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供 するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所 有者が所有することとなったもの(以下「特定附帯設備」という。)については、当 該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付 けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし当該特定附帯設備のうち家屋に属 する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

改正前

### (固定資産税の非課税等の申告)

第19条の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第 11号の5まで又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする 者は、当該固定資産の用途その他町長が必要があると認める事項を記載した申告書を 町長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に掲げる固定資産が当 該固定資産の使用者の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該使用者 に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。

## 2 (略)

## (法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第20条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

# 第2条関係

(個人均等割の非課税)

第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額<u>に10万円を加算した金額</u>(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)以下である者に対しては均等割を課さない。

### (現所有者の申告)

- 第25条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。
  - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係 及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住 所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
  - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
  - (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 第37条 次の各号のいづれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。
- (1) (略)
- (2) 法第317条の2第1項若しくは第2項、第14条第2項若しくは第3項、法第328 条の7第1項、第25条<u>第25条の3</u>又は第30条の規定によって提出すべき申告書を 正当な理由がなくて提出しなかった者

 $(3)\sim(5)$  (略)

2 • 3 (略)

附則

1~14 (略)

(固定資産税の課税標準の特例)

# 第2条関係

(個人均等割の非課税)

第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)以下である者に対しては均等割を課さない。

第37条 次の各号のいづれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) (略)
- (2) 法第317条の2第1項若しくは第2項、第14条第2項若しくは第3項、法第328 条の7第1項、第25条又は第30条の規定によって提出すべき申告書を正当な理由が なくて提出しなかった者

 $(3)\sim(5)$  (略)

2 · 3 (略)

附則

1~14 (略)

(固定資産税の課税標準の特例)

改正後	改正前		
15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。	15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。		
(1)~(15) (略)	(1)~(15) (略)		
(16) 法附則 <u>第64条</u> に規定する条例で定める割合は、零とする。	(16) 法附則 <u>第62条</u> に規定する条例で定める割合は、零とする。		
16~29 (略)	16~29 (略)		
30 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等			
の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25			
号) 第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により			
生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全			
部又は一部の放棄とする。			

改正後	沙正後		改正前		
第3条関係 (法人の均等割の税率) 第12条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当 該右欄に定める額とする。		第3条関係 (法人の均等割の税率)			
法人の区分	税率	法人の区分	税率		
1 次に掲げる法人 ア 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共 法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すことのできないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で、資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び工に掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人	年額 5万円	1 次に掲げる法人 ア 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共 法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すことのできないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で、資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人	年額 5万円		

改正後		改正前		
以下のもの		以下のもの		
(略)		(斑各)		
2 (略)		2 (略)		